

気候関連開示（公開草案） 産業別開示要求

【石油及びガス—精製及びマーケティング(EM-RM)産業編】

2022年6月

SSBJ設立準備委員会 事務局

※不許複製・禁無断転載：
公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。
複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

- ❖ 本資料は、2022年3月31日にIFRS財団から公表されたIFRS S2号公開草案「気候関連開示」の付録B「産業別開示要求」のうち、**石油及びガス—精製及びマーケティング(EM-RM)産業に関連する部分の概要**についてご説明することを目的としています。
- ❖ 本資料では、当該付録B「産業別開示要求」に関し、以下の事項について記載しています。
 - ▶ 産業別開示要求の構成
 - ▶ 指標の**技術的プロトコル**（定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンス）において、「shall（～しなければならない）」「shall not（～してはならない）」と記載されている事項を**太字**で記載しています。
 - ▶ 上記以外の事項でも、当該事項に即した開示を行うに際して**特に有用であると当事務局が判断した事項**を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）。
 - ▶ 産業別指標を開示するまでの流れ

本資料は、IFRS財団のホームページにおいて公表された当該付録B「産業別開示要求」の日本語仮訳をもとに、SSBJ設立準備委員会事務局が作成したものです。

本資料における意見に係る部分は、あくまでも当委員会のスタッフ個人の見解であり、当委員会の公式見解ではございません。

S2基準案の付録B「産業別開示要求」は、産業ごとに以下が記載されている

産業の説明	<ul style="list-style-type: none">❖ 関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響 (impacts) 及び依存関係 (dependencies) 、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している
開示トピック及びトピックサマリー	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックとは、特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義するもの❖ 経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明 (トピックサマリー) が含まれる
指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている
技術的プロトコル	<ul style="list-style-type: none">❖ 定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する
活動指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するもの❖ データを正規化して比較を容易にするため、指標と組合せて使用することを意図している

**産業名
(68産業)**

衣服、装飾品及び履物

産業の説明

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てることを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

開示トピック

指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
	優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	説明及び分析	該当なし	CG-AA-440a.1
原材料調達	環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに）	定量	重量ごとのパーセンテージ(%)	CG-AA-440a.2

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。

気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。

潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。

この問題の効果的な管理を行わないことは、**利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる**可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。

最も積極的な企業は、**ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす**可能性が高い。

コード： CG-AA-440a.1	指標： 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	測定単位： 該当なし
1 1.1	<p>優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> 優先原材料：企業の主要製品に不可欠なもの 主要製品：過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたもの 	
2	企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含める	
4	優先原材料は、当該原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず開示する	
7	<p>綿花を優先原材料の一つとして識別した場合、以下を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> 水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性 これらの地域から綿花を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているか 	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
CG-AA-000.A	(1)Tier 1サプライヤーの数	定量	数
	(2)Tier 1の先のサプライヤーの数	定量	数

- Tier 1サプライヤー：報告企業と直接取引するサプライヤー
- Tier 1の先のサプライヤー：報告企業のTier 1サプライヤーにとって重要なサプライヤー

Tier 1の先のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(1)

適切な産業の 選択

- ❖ S2基準案の付録B「産業別開示要求」B1巻からB68巻は、SASBスタンダードの「Sustainable Industry Classification System®」(SICS®)のうち、気候関連の指標がある**11セクター・68産業**で編成されている
- ❖ 企業は、単一又は複数の産業を識別しなければならない(S2基準案 B8項)
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある(S2基準案 B9項)

重大なリスク 及び機会の識別

- ❖ 企業は、企業がさらされている**重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会**を識別し、記述しなければならない(S2基準案 第9項(a))
- ❖ その際に、企業は、産業別開示要求(付録B)の中の「**開示トピック**」(特定の産業のリスク又は機会が定義されている)を参照しなければならない(S2基準案 第10項)

指標の特定

- ❖ 企業は、「戦略」に関する要求事項を満たすための開示を作成する際、産業横断的指標カテゴリー及び**開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性**を参照し、考慮しなければならない(S2基準案 第11項)
- ❖ 一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるよう、企業は、**付録 B「産業別開示要求」において定められている産業別指標を開示**しなければならない(S2基準案 第19項、第20項(b))
- ❖ 企業は、企業がさらされている**気候関連のリスク及び機会を適正に表示する**という視点を持って、関連するフルセットの産業別要求事項を**すべて参照**しなければならない(S2基準案 B16項)

(次頁に続く)

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(2)

(前頁からの続き)

指標の特定

- ❖ 定量的情報の開示に係る産業別要求事項が、産業横断的指標カテゴリー（S2基準案 第21項(a)から(e)）に関連する開示の要求事項を満たすか確認し検討しなければならない（S2基準案 付録B B15項）

産業横断的指標カテゴリー
（S2基準案 第21項）

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) 移行リスク
- (c) 物理的リスク
- (d) 気候関連の機会
- (e) 資本投下
- (f) 内部炭素価格
- (g) 報酬

産業横断的指標カテゴリーの開示に
用いられる産業別指標の例

- (c)物理的リスク
農産物産業における、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合
- (d)気候関連の機会
化学製品産業における、使用段階の資源効率を考慮して設計された製品から生じた売上高

重要性
(Materiality)

- ❖ 企業は、特定された指標及び目標が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない（S2基準案 付録B B6項）
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない（S1基準案 第60項）

石油及びガス—精製及びマーケティング
Oil & Gas – Refining & Marketing
(EM-RM)

「石油及びガス—精製及びマーケティング (R&M)」産業の企業は、石油製品の精製、石油及びガス製品のマーケティング、又はガソリンスタンド及びコンビニエンスストアの運営（又はこれらの複数のもの）を行うが、これらはすべて、石油及びガスのバリュー・チェーンの下流のオペレーションに含まれる。

精製品の種類及びインプットとなる原油の種類が、用いられる精製過程の複雑性に影響 (influence) し、必要となる支出並びに環境上及び社会上の影響 (impacts) の強さが異なることになる。

トピック	コード	指標
温室効果ガス排出	EM-RM-110a.1	<ul style="list-style-type: none"> グローバルでのスコープ1総排出 排出制限規制の対象割合
	EM-RM-110a.2	<ul style="list-style-type: none"> スコープ1排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明
水管理	EM-RM-140a.1	<ul style="list-style-type: none"> (1)淡水の総取水量 (2)リサイクルの割合 (3)ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合
製品仕様及びクリーン燃料の混合	EM-RM-410a.2	<ul style="list-style-type: none"> 先進的バイオ燃料及び関連インフラのための獲得可能な最大市場規模及び市場シェア

「石油及びガス—R&M」産業のオペレーションは、さまざまな発生源から重大な (significant) 直接的な温室効果ガス (GHG) 排出を生み出す。

排出は主に、エネルギー消費を目的とした化石燃料の定常燃焼からの二酸化炭素及びメタンから構成される。

エネルギーコストは、精製のオペレーティング・コストの重大な (significant) 部分を占めている。

また、温室効果ガスは、プロセスからの排出、漏れから生じる逸散、ベンティング及びフレアリングからの排出、並びに機器のメンテナンスなどの非定常的な事象からも放出される。

生産におけるエネルギー消費の程度、すなわち GHG 排出の程度は、使用する原料油のタイプ、及び精製された製品の仕様に依じて重大に (significantly) 異なる可能性がある。

オペレーションからの GHG 排出量を費用対効果の高い方法で削減する企業は、**オペレーションを効率化**できる。

このような削減はまた、GHG 排出量の制限、又は価格を設定することを求める**規制による燃料コストの増加の影響 (impact) を軽減**することができる。

コード： EM-RM- 110a.1.	指標： グローバルでのスコープ1総排出	測定単位： CO ₂ 換算メートルトン(t)
1	<p>京都議定書において対象とされる 7 種類の温室効果ガス (GHG) のグローバルでのスコープ 1 の温室効果ガス (GHG) の大気への総排出を開示する</p> <p>※7 種類の温室効果ガス：二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃)</p>	
1.1	<p>すべてのGHG排出は、CO₂換算メートルトン単位で合算して開示する</p> <p>公開されている 100年間の時間軸の地球温暖化係数 (GWP: global warming potential) の値に従って計算する</p>	
1.2	<p>総排出：オフセット、クレジット又はその他の類似した排出削減若しくは排出補償のメカニズムを考慮する前の、大気中に排出されたGHG</p>	
2	<p>スコープ 1 排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004 年 3 月改訂版」に従って計算する</p>	
2.3	<p>GHG排出データは、報告企業が財務報告データを連結する方法に従って連結する</p>	
5	<p>他のGHG 排出の報告方法 (例：国の規制上の開示プログラム) が、範囲及び使用した連結アプローチの点で異なる場合、企業はそれらの排出を開示する場合がある</p> <p>その場合であっても、主要な開示は上述のガイドラインに従う</p>	

コード： EM-RM- 110a.1.	指標： 排出制限規制の対象割合	測定単位： パーセンテージ(%)
3	<p>排出量を直接制限又は削減することを目的とした排出制限規制又はプログラムの対象となる、グローバルでのスコープ1GHG総排出の割合を開示する</p> <p>(例：キャップ・アンド・トレードスキーム、炭素税及びカーボン・プライシング・システム並びにその他の排出統制 (例：コマンド・アンド・コントロールアプローチ)、及び許可ベースのメカニズム)</p>	
3.2	<p>上記の割合は、排出制限規制の対象となるグローバルでのスコープ1のGHG排出 (CO₂換算メートルトン単位) の総量について、グローバルでのスコープ1のGHG排出の総量 (CO₂換算メートルトン単位) で除して計算する</p> <p>計算式の例：排出制限規制の対象となるグローバルでのスコープ1のGHG排出 ÷ グローバルでのスコープ1のGHG総排出</p>	
3.2.1	<p>複数の排出制限規制の対象となる排出について、これらの排出を一度だけ計算に含める</p>	
3.3	<p>排出制限規制の範囲からは、自主的な排出制限規制 (例：自主的な取引システム) 及び報告ベースの規制の対象となる排出は除外する。</p>	

コード： EM-RM- 110a.2.	指標： スコープ1排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計 画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの 分析についての説明	測定単位： 該当なし
1	スコープ1温室効果ガス（GHG）排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画につ いて説明する	
1.1	スコープ1排出は、世界資源研究所（WRI）及び持続可能な開発のための世界経済人会議 （WBCSD）によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計および報告基準（GHG プロトコル）、2004年3月改訂版」において定義される	
1.2	GHGの範囲には、京都議定書において対象とされる7種類のGHGが含まれる ※7種類の温室効果ガス：二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハ イドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄 （SF ₆ ）、三フッ化窒素（NF ₃ ）	

コード： EM-RM- 110a.2.	指標： スコープ1排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	測定単位： 該当なし
2	<p>排出削減目標について説明する</p> <p>関連する場合は、以下を含め、目標に対するパフォーマンスを分析する</p>	
2.1	<ul style="list-style-type: none"> • 排出削減目標の範囲 	
2.2	<ul style="list-style-type: none"> • 目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか • 目標が原単位ベースの目標である場合は指標の分母 	
2.3	<ul style="list-style-type: none"> • 基準年に対する削減率 (基準年とは、目標の達成に向けて排出について評価する最初の年を表す) 	
2.4	<ul style="list-style-type: none"> • 削減活動のタイムライン (開始年、目標年及び基準年を含む) 	
2.5	<ul style="list-style-type: none"> • 目標を達成するためのメカニズム 	
2.6	<ul style="list-style-type: none"> • 目標年の排出量又は基準年の排出量が遡及的に再計算された (又は再計算される可能性がある)、すべての状況 • 目標年又は基準年が再設定された、すべての状況 	

コード： EM-RM- 110a.2.	指標： スコープ1排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計 画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの 分析についての説明	測定単位： 該当なし
3	計画又は目標（又はこの両方）を達成するために必要な活動及び投資について説明する 計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える（affect）可能性のあるリスク又は制限 要因について説明する	
4	戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）の範囲について説明する （例：それらがどのようにさまざまな事業単位、地域又は排出源に関連しているか）	
4.1 4.1.1 4.1.2 4.1.3 4.1.4 4.1.5	排出源のカテゴリーには、以下を含める場合がある <ul style="list-style-type: none"> • フレア炭化水素 • その他の燃焼排出 （ただしフレア炭化水素として開示される排出は除く） • プロセス排出 • ベント排出 • 逸散 	

コード： EM-RM- 110a.2.	指標： スコープ1排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	測定単位： 該当なし
5	<p>戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）が、排出制限又は排出報告ベース（又はこの両方）のプログラム又は規制に関連している（related to）か又は関係している（associated with）かを説明する</p> <p>（例：EU 域内排出量取引制度、ケベック州キャップ・アンド・トレード制度、カリフォルニア州キャップ・アンド・トレード・プログラム）</p>	
6	<p>戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）の開示は、報告期間中に進行中（アクティブ）であった又は完了した活動に限定する</p>	

製油所は、その規模及び精製プロセスの複雑さに応じて、比較的大量の水を使用する可能性がある。

これにより、場所によっては水の入手可能性が低下するリスク、及び関連するコストにさらされることがある。

水ストレス地域からの水の抽出又は水質汚染は、地域社会との緊張関係も生み出す場合がある。

製油所のオペレーションでは、多くの場合、廃水処理及び廃棄が必要であり、多くの場合、排出（discharge）前に現場の廃水処理プラントを介する。

リサイクル及びその他の水管理戦略を通じて水の使用及び汚染を削減することにより、企業のオペレーション効率の向上、及びオペレーションコストの削減につながる場合がある。

また、規制、水供給の不足、及びコミュニティ関連のオペレーションの中断への影響（impacts）を最小限に抑えることもできる。

コード : EM-RM- 140a.1.	指標 : (1)淡水の総取水量	測定単位 : 千立方メートル (m ³)
1	淡水源から引き出された水の量を、千立方メートル単位で開示する	
1.1	淡水は、企業がオペレーションを行う地域の法令に従って定義する場合がある 規制による定義がない場合、淡水は、百万分の1,000未満の溶解固形物を含む水とみなす	
1.2	各法域の飲料水規制に準拠して水道事業者から取得した水は、淡水の定義を満たすとみなす	

コード : EM-RM- 140a.1.	指標 : (2)リサイクルの割合	測定単位 : パーセンテージ(%)
2	リサイクルされた水の割合を、リサイクルされた水の量 (千立方メートル単位) について、取水量で除した値として開示する 計算式の例 : リサイクルされた水の量 ÷ 取水量	
2.1	複数回再利用された水の量は、リサイクル及び再利用されるたびに、リサイクルされた水の量として数える	

コード： EM-RM- 140a.1.	指標： (3)ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合	測定単位： パーセンテージ(%)
3	世界資源研究所（WRI）の水リスクアトラス（Water Risk Atlas）ツールであるAquaduct（アキダクト）によって、ベースライン水ストレスが「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」と分類された場所で取水及び水消費する活動を識別する	
4	<p>企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で取水した水について、総取水量に対する割合を開示する</p> <p>計算式の例：ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所での取水量 ÷ 総取水量</p>	
5	<p>企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で消費した水について、総消費水量に対する割合を開示する</p> <p>計算式の例：ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所での消費水量 ÷ 総消費水量</p>	

人の健康面のリスク及び気候変動に関連するものなどを含む広範な環境上のリスクは、「精製及びマーケティング（R&M）」産業からのガソリンなどの製品の最終使用に関する懸念を生じさせている。

これに対応するために、一部の規制上の法域は、R&M 企業に重大な（significant）コンプライアンスリスク及びオペレーションリスクをもたらす、製品の仕様規定及び再生可能燃料の混合を適用している。

企業は、再生可能燃料に関する義務又は基準などの GHG 緩和政策、及び非化石燃料製品から生じる競争により、**化石燃料ベースの製品及びサービスからの売上の長期的な減少に直面する**場合がある。

米国の再生可能燃料の規制要件を満たすために、再生可能燃料識別番号（renewable identification numbers（RIN））と呼ばれるクレジットを購入する企業は、規制に関するリスク及びコストに関するリスクに直面する可能性がある。

規制を遵守していることを確認し、長期的な競争力を確保するために、一部の企業はエタノール及びその他の再生可能なバイオ燃料に対する投資又は購入をしている。

先進的なバイオ燃料及び燃料技術は、従来のバイオ燃料よりもライフサイクルでの影響（impacts）が少なく、**将来の規制に関するリスク、及び、社会的な圧力を最小限に抑える**ために活用することができる。

商業的に実現可能な技術を発見するまでの短期的なコストは重大な（significant）金額になる可能性があるが、このような技術の研究開発への投資により、**R&M 企業の長期的な収益性を高める**ことが可能となる。

コード： EM-RM- 410a.2.	指標： 先進的バイオ燃料及び関連インフラのための獲得可能な最大市場規模及び市場シェア	測定単位： 規模：報告通貨 市場シェア：パーセンテージ (%)
1 1.1	<p>先進的バイオ燃料及び関連インフラについての獲得可能な最大市場規模 (total addressable market) の見積りを提供する</p> <p>獲得可能な最大市場規模の定義：当該企業が当該製品カテゴリーの市場シェアを100%獲得した場合の潜在的な売上高</p>	
2 2.1	<p>先進的バイオ燃料又は関連インフラ (又はこの両方) について、現在自社の製品が獲得可能な最大市場規模におけるシェアを開示する</p> <p>市場シェアは、これらの製品からの売上高について、獲得可能な最大市場規模で除して計算する</p> <p>計算式の例：先進的バイオ燃料及び関連インフラからの売上高 ÷ 獲得可能な最大市場規模</p>	
3	<p>先進的バイオ燃料の定義：コーンスターチ（穀粒）を原料とするエタノール以外のバイオ燃料で、ライフサイクルでの温室効果ガス排出がガソリンと比較して50%低いもの</p>	

石油及びガス—精製及びマーケティング
(EM-RM)

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
EM-RM-000.A	原油及びその他の原料油の精製量 (throughput)	定量	石油換算バレル(BOE)
EM-RM-000.B	精製稼働能力	定量	暦日当たり百万バレル (MBPD)

